Toyohashi City

令和８年１０月１日から適用

労働者の皆さまへ

このお仕事には※労働報酬下限額が定められています

豊橋市では、市が発注する建築工事や業務委託などの公契約に従事する労働者の適正な労働環境を確保するとともに、公契約に係る業務の質の向上や地域経済の発展に寄与することを目的とした公契約条例を定めています。

※ 労働報酬下限額とは

特定公契約において、契約事業者が労働者に支払わなければならない賃金等の下限額（公契約条例に基づく豊橋市独自の最低賃金）のことです。

全国では、豊橋市をはじめ３６市が設定しています。（令和８年４月時点）

■工事請負契約（主な職種）

（１時間あたり）

職　種	労働報酬下限額	職　種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,017円	運転手（一般）	2,754円
普通作業員	2,552円	型わく工	3,483円
軽作業員	1,964円	大工	3,443円
とび工	3,281円	左官	3,149円
鉄筋工	3,139円	交通誘導警備員Ａ	2,268円
運転手（特殊）	3,098円	交通誘導警備員Ｂ	1,802円

※ 年金等受給のために労働の対価を調整している労働者、見習い、手元等については、1,316円とする。

■工事請負以外の契約（業務委託契約・指定管理協定）

労働報酬下限額	1,210円（１時間あたり）

※ 年金等受給のために労働の対価を調整している労働者、見習い、手元等については、1,195円とする。

左記に記載した以外の職種については右のＱＲコードより豊橋市ホームページへアクセスしご確認ください。➡➡➡

「労働報酬下限額」以上の賃金を受け取っているか確認してください。

もし賃金が「労働報酬下限額」より低いと思ったら、市役所契約検査課の窓口又はホームページにある申出書様式で申し出ることができます。申出書様式 ➡➡➡

申出先：豊橋市役所契約検査課、受注者、下請負者、受注者又は下請負者に労働者を派遣する者

※申出したことを理由に、解雇、請負契約の解除等の不利益な取り扱いを受けることはありません。

※受注者等が不明な場合は、豊橋市役所　契約検査課までお問い合わせください。



公契約条例のことをもっと詳しく知りたい場合は「豊橋市公契約条例の手引き」をご覧ください。
⬅⬅⬅豊橋市ホームページに掲載しています。

お問い合わせは、豊橋市役所　契約検査課まで
〒440-8501 豊橋市今橋町１番地（市役所本庁舎東館３階）
TEL 0532-51-2150　　FAX 0532-56-5839